

「一八歳選挙権元年」が明らかにした選挙制度の課題

小岩信治

言語社会研究科小岩信治研究室では二〇一六年一月以来、第二四回参議院通常選挙を目指して、学生の投票を啓発するアピール「一〇〇% GO VOTE めざせ一〇〇%」を行ってきました。従来から若者の低投票率が話題になっていたことに加えて、同年は一八歳選挙権元年であり、参院選は大学一年生が投票に臨む事実上最初の選挙となることが明らかになっていました^①。この啓発活動はそのような状況のもと、研究室所属のゼミ生などの投票への関心を高めるべく一橋大のかたすみでスタートしましたが、おもにフェイスブックを通じて、当初の予想を超えて広がって七月一〇日の参院選投票日を迎えました。以下はその数ヶ月についての報告です。

一連の活動が区切りを迎えて明らかになったことは、主に以下の三点です。

まずあらかじめわかっていたが再確認されたこととして、下宿生・学寮生など保護者から離れて学生生活を行う有権者が住民票を異動させることの重要性。第二に、これまた事前に判明していたことですが、毎回六〜七月に行われる参院選の、新年度を機に住居移転する有権者にとってのハードルの高さ。そして第三に、今回一八歳選挙権との関係であぶり出された問題と

して、各地の選挙管理委員会による不在者投票対応のばらつき、があります。以下においてはまずこれらについて現況を整理した上で、いくつかの提言を行います。

住民票を移さない下宿生

当研究室では、音楽文化に関する研究を行うなかで、音楽活動を支える社会のありようやそのための政策を、教員もゼミ生も考察の対象としています。音楽がその性質上、特定個人の活動として完結することはまれであり、作曲のみならず演奏によって絶えず「創作」され、人々の間に共有されることによって文化史のなかで大きな意味を持ちうるものである以上、音楽研究の射程は当然、そのように広がってゆきます。このような問題意識は、筆者が前任校の静岡文化芸術大学で「文化政策学部」に属し、文化政策とマネジメントについて——一橋大学と同様——社会科学系の研究者と交流しながら研究・教育を行ってきたこととも大いに関係しています。

しかし、そのような静岡文化芸術大学においてさえ、例えば自治体の政策としての芸術文化支援についてゼミや卒論で考えているにもかかわらず、政策立案に影響を及ぼす議会そして議員を選ぶ選挙についての話題になると、少なからぬ下宿生^③から「住民票を移していないので投票できない」という声が聞こえていました。当時は二〇歳からしか投票できず、選挙は主に三年生以上の話題であったわけですが、文化と政策についてゼミで学ぶ学生のなかに、（棄権によって何か意思表示したいというわけではなく）投票する気持ちがありながら投票していない、正確には「投票できないと思っている」学生がいました。それは、筆者も当時は正確に把握していなかったのですが、学修と自らの投票行為とが、制度の認知不足によって繋がっていませんでした。

一橋大学の場合、一定数の下宿生が住民票を移しているとみられ、また近年では関東圏の「自宅生」が漸増しているとも言われており^④、住民票の異動が問題になる学生は少なくなっているとも言えますが、他大学と同様、この問題が十分に周知されているわけではありません。そこでまずは、今回参院選の選挙人名簿に可能な限り多くの下宿生が現住投票区で登録される

よう、予想される公示日前日から逆算して三ヶ月前、概ね三月中旬までに、二〇一五年度時点での在學生に住民票を移すよう促す必要がありました。

主にこのような目的で制作したのが「一〇〇% GO VOTE めげせ一〇〇%」チラシ一〇です。それは当初、小岩研究室ゼミ生用の文書として、テキストのみの簡単なものでしたが、国立市選挙管理委員会事務局による校閲・助言を受けたのち、筆者の出身大学である東京藝術大学の教員を経由してデザイナーのついでんこ氏の賛同を得ることになり、氏の協力により色鮮やかなチラシとしてその姿を現しました（図版1）。

(次回参议院選挙率は本年7月の予定)

100% GO VOTE!

当研究室は、履修しているみなさんとゼミメンバーの
次回参议院選挙投票率100%を目指しています。
 そのために、いますぐでできることがあります。

地元を離れ下宿する皆さん。「住民票は実家にあり、下宿のある自治体では投票できない」と思っていますか？ そのような友達はいませんか？
 そのような人は、**新年度が始まるまでにぜひ住民票を移しましょう。**> Plan1
 住民票を4月までに移せなかった・・・そのような人もあきらめないで。
まだ投票参加のチャンスがあります。不在者投票です。> Plan2

Plan1. 住民票を移す	OR	Plan2. 不在者投票
まず住民票は移転後14日以内に移さなければなりません。(住民基本台帳法第22条) 地域の住民サービスをフルに受けるためには住民票を移しましょう。 例えば 運転免許証関係の手続きも違い実家まで行かなくて済みます。住民票を移しても、税制上それだけでは親などの扶養家族から外れることはありません。もちろん「籍を抜く」とことは全く違います。住民票を移せば、大学生生活をともにする友達と同じ選挙区になる可能性があります。 友達との議論を通じてあなた自身の投票先を考えましょう！ 尚、住民票がある地域で投票するためには、3ヶ月以上住んで、選挙人名簿に登録される必要があります。(公職選挙法第21条、第42条) 現時点で有力と予測されている日程 7月10日の参院選に備えて、念のため3月18日までに転入届を提出しましょう。		事前に投票する方法として知られる期日前投票に対し、不在者投票とは親元を離れて下宿する学生など、住民票のあるところから長期に不在である人のための制度です。ただ、期日前投票より手間がかかります。 まず名簿登録地(住民票のあるところ)の選挙管理委員会に投票用紙を必ず文書郵送で請求します。(電話、FAX、電子メールではできません) そして郵送されてきた投票用紙などを、最寄りの選挙管理委員会になるべく早く持って行きます。(公職選挙法施行令50条) つまり 1. 実家近くの選挙に文書で連絡し 2. 投票用紙など必要な書類が下宿に届き 3. それを持ってすみやかに最寄りの選挙に行く と、時間的余裕をもって行動する必要があります。やや面倒ですが、選挙公示日前日の3ヶ月前(3月18日の予約)までに住民票を移せなかった場合、この投票方法が有力となります。

国の未来を担う若い人たちが投票に参加することがとても重要です。あなたが参加することで、それまで投票に行こうとしていなかった友人や家族が、選挙について考えるきっかけになります。

投票率100%は決して不可能ではありません。

＊ひとりでも多くの若い人が投票に行くことができるよう、全国の大学でこの情報を共有しましょう。

(賛同： 大学 研究室)
 2016年2月 文責：一橋大学小岩信治研究室 後援：国立市選挙管理委員会

図版1 100% GoVote めげせ100% チラシ1.1

引越した新一年生にとっての選挙デビューとそのハードル

しかし、一八歳選挙権が始まる二〇一六年の場合は、右の問題とも関連する複雑な状況が出来ます。一八歳での投票が盛んに謳われるにもかかわらず、四月に進学して引越した新一年生の場合、どこでいつ選挙人名簿に登録されるか、という問題があるからです。

参院選に限らず選挙にあたり選挙人名簿に登録されるためには、先述のとおり三ヶ月の居住実績が必要ですが（三ヶ月住所要件（住民基本台帳への登録）、三月～四月に引越した新一年生はこれまで選挙人名簿に登録されていないうえ、大学近くの新しい住所でも参院選告示前日までに三ヶ月経たないことが見込まれ、投票できない可能性がありました。この点については総務省も国会も早くから認識していて、二月三日配布の改正公職選挙法により、新住所で移転後三ヶ月に満たない場合でも、旧住所での投票が可能になりました⁽⁶⁾。

しかし問題はその先にあります。進学のため四月に引越した新一年生が、「旧住所」で投票できるといっても、実際のところ投票できるでしょうか。国会での議論⁽⁷⁾でも言及されていないのは、参院選が見込まれた七月中旬が新一年生にとってどのような時期かということです。現在の一橋を含む二期制の大学において、それは入学後最初の期末試験が近づく時期であり、帰省できない学生が多数います。近距離ならまだ可能かもしれませんが、投票のためだけに週末に遠隔地の保護者などの元に向く学生はほばいないでしょう。だとすれば、下宿や学寮から近い選挙管理委員会（以下、選管）でも「旧住所」投票区の投票ができる不在者投票の制度について、次節で述べるように学生生活のリアリティを想像しながら、その複雑な制度の詳細を周知する必要があります。

主にこのような目的で制作したのが「一〇〇% GO VOTE めげせ一〇〇%」チラシ二・〇です。チラシ一・〇同様、国立市選管後援、つのだ氏のデザインで、加えて、この版について助言頂いた中央大学有志教員との協力関係を明示しました

（図版2）⁽⁶⁾

一連の情報提供によって投票一〇〇％は、少なくとも理論的には可能になるはずでした。しかし、引越しても住民票を移さない学生は新二年生以上にも新一年生にも、全国的に存在しており、一大学研究室の短期間の呼びかけだけでは状況を変えすることはできません。この学生たちについては、次に見るように、引越後一四日以内の転居届提出を義務づける住基台帳法に違反しているという動かしがたい現実があり、そのような学生に対して投票の可能性を開く制度設計は、少なくとも国レベルでは行われないうまま参院選は始まり、投票したいのに投票できない若者の存在が明らかになります。

100% GO VOTE!

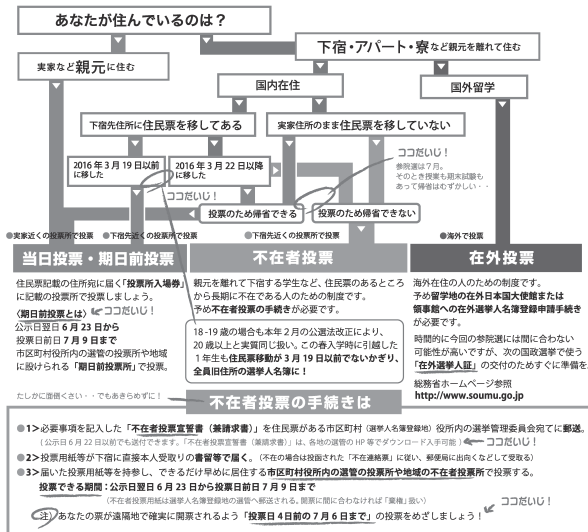
2016年7月10日(6/22公示)18歳選挙権スタート!

第24回 参議院選挙投票率100%



当研究室は投票所修習者のみなさんとゼミメンバーのめざしています。

学生のみなさん、あなたの投票方法はどれですか？



投票は、社会へ向ける意思表示。

あなたの参加は、まわりの友人や家族が選挙について考え、投票するきっかけになります。



国の未来を担う若い人たちの投票が重要です。

ひとりでも多くの若い人が投票できるよう、全国の大学で情報を共有しましょう。

VOTE →

めざせ 投票率100%

（賛同： 大学 研究室）
2016年6月 文責：一橋大学小岩信治研究室 協力：中央大学有志教員研究室
後援：国立選挙管理委員会

図版2 100% GoVote めざせ100% チラシ2.1

不在者投票とは——学生のアンクルから見た制度の問題

ここで、すでに何度か言及した不在者投票がどのようなものなのか、学生の立場から想像してみよう。不在者投票はしばしば期日前投票（正確な読みは「きじつぜんとうひょう」と混同されますが、両者は全く異なります。多くの方が経験しているのは後者の期日前投票で、投票所入場券を発行した選管の定める期日前投票所に、投票日前日までに向いて投票できる制度です。これに対して前者の不在者投票は、投票所入場券に記載された地域に不在の有権者のための制度で、投票地は全国どこでも構いません。

学生はまず、不在者投票宣誓書兼請求書を「旧住所」所管の選管に書面で送ります。書式が総務省や各地選管のホームページで掲げられており、それをダウンロードして記載すればよいのですが、送付先の選管の所在地を調べる必要があります。

「100% GO VOTE めざせ100%」のフェイスブックページでも、全国の選管に送付可能なフォームを国立市選管が作成して掲載しました（図版3）。なお、学生はこの書式の郵送費用を負担しなければなりません^⑦。

請求を行うと、不在者投票に必要な書類（投票用紙等）一式が学生の現住所に送られてきます。ただしそれは簡易書留、レターパック等特別郵便で届きますので、不在時に届くと再配達や郵便局での受け取りを手配しなければなりません（とくに一年生が授業を多く履修していて、不在の時間帯が長いことを忘れてはなりません）。学生はこれを受け取って、封筒の中身を持って近くの不在者投票所に向きます。投票日では遅く、「投票日の前日」までに不在者投票が可能な投票所に行かなければなりません。

学生の手順としては以上ですが、学生が投票所で記入した投票用紙は、その後「旧住所」の選管に郵送されます。投票日夜八時に間に合わなければ開票されません。

右の概要を眺めるだけで、不在者投票が学生にとってかなり複雑な仕組みであり、余裕を持って手順を進めるために時間的、精神的な余裕が必要であることがわかるでしょう。七月中旬と予想された参院選投票日に帰省できない学生にはそれが必要だ

不在者投票宣誓書(兼請求書)

私は、平成28年7月10日執行の第24回参議院議員選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。このことが、真実であることを誓い、投票用紙を請求します。

ふりがな		連絡先 電 話		
氏 名				
住民票の ある場所				
請求書郵送先 所在地	〒			
生年月日	明治 昭和 大正 平成 年 月 日生			
該当する事由を○で囲んでください。		事 務 処 理 欄	交付	月 日
1 仕 事 等	ア、仕事 イ、学業 ウ、地域行事の役員の仕事 エ、本人又は親族の冠婚葬祭 オ、その他()		代理	-----
2 レジャー ・用事等	ア、住所外 イ、住所内(投票区外)に 外出、旅行、滞在		宜賀寺のみ代理記入	備考
3 病 気 等	ア、病気、負傷、歩行困難、出産 イ、その他()		-----	-----
5 住所移転	他の市町村に居住()		-----	-----
			-----	-----

他の市町村又で不在者投票を行う場合は、市町村名を下記に記入してください。
 (市区町村名：)

※ 公職選挙法施行令第49条の8に「選挙人は、不在者投票をする場合においては、選挙の当日自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならない」と定められています。

図版3 国立市選管作成「不在者投票宣誓書兼請求書」

ったわけで、右の手順を具体的に示さなかった点で、総務省の情報提供は全く不十分であったと言わざるを得ません。

不在者投票の行政／選管側のコストについても言及しておきましょう。不在者投票請求を受けた選挙管は、右のとおり投票用紙等を請求者である学生に特別郵便で送付します。また、学生が投票したあとは、投票用紙が投票地から「旧住所」の選管に再び送られます。郵送費用が一票につき千円前後かかります^⑧、投票を受け付けるために職員のさまざまな作業があります。不在者投票はこうしてさまざまなコストがかかる制度であり、その費用負担は回り回って国民の負担になります。

不在者投票「拒否」の実態

さて二橋大学では六月一日、国立市選管事務局長の風見康裕氏が講師となって「選管出前授業」が行われ、約五〇人の出席者が参院選や、不在者投票を含めた投票方法についての説明に耳を傾けました。この催しについては読売新聞多摩版のほ

か、朝日新聞全国面で詳細に報じられました⁹⁾。しかし朝日新聞の担当記者のもとにはその後、不在者投票を試みたが不可能であった旨の連絡が各地から届きはじめます。

情報を総合すると、学生が不在者投票を希望したのに選管で断られた、というケースには、以下の三つのパターンがあります。いずれも、進学を機に引っ越した下宿生で、住民票を移していなかった学生の例です。

① 実家等「旧住所」の選管が、今回の選挙期間以前に住民の実態調査を行い、住民票を移さずに他地域に住む学生を選挙人名簿から外していた場合。少なくとも北海道のいくつかの自治体に該当者がいます。住民票があるところの選挙人名簿に記載がなければ、投票できる権利がどこにもありません。大学生の事例ではありませんが、帯広市に下宿する高校生が住民票のある十勝管内足寄町に不在者投票請求を行い、選挙人名簿から削除されていたことが報じられています¹⁰⁾。

② 選管が、請求事由を学業とする不在者投票請求が有権者から届くと実態を請求者に尋ね、長期にわたる不在であるとわかったら投票を断る方針の場合。先述の①が事前に長期不在者を選挙人名簿から外すのに対して、こちらは「選挙人名簿に記載されていない、不在者投票が請求されたところで個別に確認する」方式。高知市が該当¹¹⁾。

③ 有権者が不在者投票を希望して「旧住所」選管に口頭で問い合わせ、居住の実態について選管職員に問われて説明し、学業を理由に長期不在であることが判明した場合。実家等の保護者が、遠隔地で下宿する学生のため、よかれと思って地元を選管に制度全般について問い合わせたときや、不在者投票請求書兼申請書を選管や市役所などに受け取りにくく起こり得ます。このパターンの問題は、①や②の実態調査が、結果として電話や対面で行われてしまうことにあります。選管職員とのやりとりによって、選管職員としては意図していなくても、実家等には長らく住んでいないのに住民票がそのままになっている、すなわち「住基台帳法違反」という法令違反であることが確認されてしまうケースです。

なぜ投票権は失われうるのか——住基台帳法と五四年最高裁判例

投票しようと思気込む有権者の名前が選挙人名簿から削除されていた——そんな衝撃的なことは、一般にはあまり想像され

ていなかったでしょう。その事情を把握するためには、選挙の際に名前が出てくるものの普段から黒子のように地道な業務を行う選挙管理委員会（選管）について、理解する必要があります。

選挙の際に投票する人の一覧、すなわち選挙人名簿は、各基礎自治体の選管が調製します。根拠となるのは住民基本台帳です。私たちは引越したとき、一四日以内に転居届を新住所の市役所などに提出、つまり住民票を移さなければなりません（住民基本台帳法第二二条）。違反者には五万円以下の罰金が科される可能性があります。こうしてできあがっている住民基本台帳（以下、住基台帳）を元に、選管は正確な選挙人名簿を職権でとりまとめ、また絶えずそれを正確なものにする職務を負っています。

さて、「大学通学のために一人暮らしを始めたが、住民票が親元にある学生」のように、有権者が長期的にそこにいない場合があります。そのような人に地域の首長選挙で地域の代表を選ぶための投票権があるとすれば、違和感を覚える人もいるでしょう⁽¹²⁾。そこで選管のなかには、住基台帳に示されている住民とその実態との差異を埋めるべく、地域の意思決定を行うための正確な選挙人名簿を維持しようとするところがあります。どちらかといえば小規模の自治体の選管にその傾向が強いようです。該当する有権者を選挙人名簿から外すことで、投票率の若干の（？）向上が期待できるのかもしれませんが。

学業のために地元・実家を離れている有権者の生活実態をどう判断すべきかについては、しばしば一九五四年の最高裁判所の判断が参考にされます。基本選挙人名簿異議決定取消請求に対して最高裁は同年一〇月二〇日に、下宿などがある場所を住所とする判例を示しています⁽¹³⁾。そこで「実態調査によってどこか遠隔地で下宿などをしながら学業を行っている学生の場合、投票権はない」と説明されることになります。

しかし、このような論理による有権者の投票権停止については、それが本人や家族とのやりとりを通じて慎重な手順を踏んで行われるとしても、法の下の平等ということを考えれば、簡単に納得がいけないというのが素朴な市民感情でしょう。加えて、技術的な論点がいくつもあります。①交通手段の利便性が半世紀前より高まり、学生のライフスタイルや実家との関係が多様化している今日、生活実態の判定が一九五四年時点と同じように可能か。②小規模自治体には可能でも、大規模自治体にはそのような調査は現実的か。③実態調査を書面で行うとして、回答しなかった家庭の場合は実態がどうであれ投票権が維持

され、他都市での在住を正直に報告した家族は投票権を停止される、という不平等は起きていないか。加えて、より本質的な制度上の問題として、④地方選挙はともかく、国政選挙まで投票権を失うこと（国政選挙の選挙人名簿を地方選挙と同一の名簿で運用）は適切か、さらに⑤選挙人名簿から有権者を削除することは、在外投票や期日前投票所増設など、投票機会の増加を目指す動きに逆行していないか、も問われて当然でしょう。インターネットの普及によって、投票区に現住していなくても情報入手が容易になっていくことから、とくに国政選挙については、現代の実情に合った議論が必要だと思われます。

これら諸点を鑑み「現実的」な対応を行う選挙は、傾向として大規模な自治体が多く、先述の五四年最高裁判決にかかわらず、有権者が実態として他所で生活している場合でも不在者投票を認め、むしろ積極的に勧めている場合があります¹⁴⁾。

ここで大切なのは、住民の実態を正確に把握し、実態として他地域に住む有権者を選挙人名簿から外す判断であれ、逆に不在者投票制度を活用して投票を促進するという判断であれ、最終的な方針決定は各基礎自治体の選挙に任されていることです。これは一方で、国政選挙の対応が自治体によってまちまちになる、という問題を孕みますが、他方で自治体の多様なありかたを許容しているという点で、各地の実態に合わせて運用する権限が地方に委ねられていると肯定的に見ることもできます。

「原則認めない」「投票は可能」のあいだで

選挙のなかには、住民票を移さずに他所で生活する学生の不在者投票を認めない旨、ホームページなどで告知しているところもあります。今治市の例を挙げましょう。「大学や専門学校に修学のため、親元を離れて寮や下宿などに居住している学生の住所は、特別の理由がない限り「寮や下宿の所在地」にあるとされていますので、住民票を今治市にそのまま残している学生は、今治市でも修学地の市区町村でも投票ができませんのでご注意ください。」¹⁵⁾（傍点強調は引用者による）

投票する学生としては、自分の「旧住所」の選挙が不在者投票についてどのように対応するかについて当然関心を持つでしょう。この疑問に回答を試みているのが、まず、先に紹介した六月二八日付けの毎日新聞で、道府県庁所在地、政令市と東京

二三区、合計七四自治体に取材し、住民票を移さずに他都市で学生生活する学生の不在者投票を七市が「原則認めない」（先述の高知市の他に青森、松山、長崎、大分、宮崎、鹿児島）、残りの六七市区が「投票は可能」と回答したことを伝えています¹⁶。また北日本新聞は七月四日付けで、富山県内一五市町村の対応を紹介しており、富山市など三市町が「不在者投票を積極的に勧める」、射水市など六市町村が「不在者投票制度を紹介する」、高岡市など二市が「原則投票できないと説明した上で、一時的な不在なら不在者投票できると案内する」、砺波市が「住民票を移すよう促したうえで、不在者投票を受け付ける」、黒部市など三市町が「投票できないと説明する」とのことです¹⁷。

毎日新聞の記事からは、自治体の反応が二つに大別できる印象を受けます。けれども個々の事例によっては、そのようにきれいに二つに分かれない可能性があります。まず「認めない」方向を徹底するのはじつは困難です。学生・有権者から選管に届く不在者投票宣誓・請求書からすべてを判断することができないからです。スタンダードな総務省の書式には請求理由として「学業」という選択肢があり、学生はここにマルを記入して送ります。しかしこれだけでは、今年春に引越した学生なのか¹⁸、何年も住民票を移さずにいた学生なのかは判別できません。そこを確認するのが先の高知市の選管ですが、これはたいへんな作業になりかねません。そこで、「毎日新聞のアンケートには『原則認めない』と答えながらも、実際には高知市のような運用はしなかった」という自治体があっても不思議ではありません。

他方で「可能」とする自治体の場合でも、先のように口頭で（図らずも）実態調査を行ってしまった場合、住基法違反という法令違反の有権者に選管の判断で投票権を認めて良いのか、という問題が生じます。選管職員としては「聞いてしまったらダメと言わざるを得ない」わけで、七月五日付けの西日本新聞には、宮崎市選管職員の苦渋に満ちたコメントが紹介されています。『住んでいないと分かった以上、選管の判断で良いとは言えないので……』。担当者は心苦しうに語った。¹⁹

こう考えると、毎日新聞にある二つの回答選択肢「原則認めない」「投票は可能」は、実際には現場の錯綜した状況を反映する表現なのかもしれません。前者には「原則認めないが、認めざるを得ない現状がある」、後者には「すべての人が投票できるとは限らない」——そこには回答する現場の困惑が込められているように見えます²⁰。

もし自分の住民票がある自治体の対応が先述（33ページ）の④または⑤なら、選挙が始まったら、住民票を動かしていない

学生にはもはや手段はありません。これはこれで大問題ですが、この場合は後述のように、次の国政選挙を目指して早めに住民票を移すのが、有権者にできる唯一のことです。これらに対してチャンスがあるのは㉔の場合です。選管が「請求者に確認のため事情を問い合わせる」としていいかがり大丈夫でしょう。ただし不在者投票の請求を「書面で」郵送で行い、本人・選管互いに住基台帳法に関わる内容に触れないことが肝要です。

提言一…学生のみなさんへ 改めて「住民票を移そう」

学生の投票率が高まるためには、若い世代の一人一人に投票する意味が感じられることが大切です。単なる「投票に行く」との呼びかけでは不十分です。投票率が上がりさえすればいいのか、という反論もあるでしょう。しかし今回の啓発運動の当初から明らかであり、また実際に問題であり続けたのは、投票したいと願う学生にとっても、情報不足と制度の問題によって投票しにくい状況が起り得るということです^㉕。制度を整備しても行こうとしない有権者ではなく、投票に関心を持つ学生に結果として高いハードルが設定されていることについては、改善の試みを続けなければなりません。

一連の問題の根本は単純です。不在者投票が不要な学生、つまり高校時代から引き続き「自宅生」として通学する学生と、高校卒業後に引っ越してしるべく転居届を提出して住民票を移して三ヶ月経った学生は、今住んでいる地域の投票所定期日前・当日投票ができます。問題は進学を理由に引っ越したものの住民票を移していない学生です。

明るい選挙推進協会の一八歳選挙権認知度調査（平成二十七年）は、学生などが親元を離れた場合どれくらい住民票を移しているかについて、「高校卒業後、親元を離れて進学した短大生や大学生、大学院生等は二六・四％しか住民票を移していない。しかし、社会人になると七一・八％が住民票を移している。」としています^㉖。「社会人」には「主婦を含む」とありますので、そこには「結婚して初めて親元から住民票を移した人」が含まれる可能性があります。基本的には、大学生から社会人になる過程で、住民票が実際の居住地に一致してゆく傾向です。

大学進学によって保護者のもとを離れた学生は、かつてはすぐに住民票を移していました。なぜ今日の学生のみなさんは住

民票をすぐに移さないのでしょうか。それを明らかにするためには、学生と保護者のみなさんの思いを丁寧に聴き取る必要があります。

住民票を移さない理由は以下の四つです。いずれも「移さない」住基台帳法違反²⁸とからすれば小さなことですが、情報不足とこれらさまざまな思いが重なって、転居届を提出するアクションに繋がっていません。

まず、「住民票を移すことで保護者の扶養家族から外れる」という誤解があります。扶養家族から外れるかどうかは学生本人の収入の多寡によるのであって、住民票とは無関係です。第二に、戸籍を外れることと混同している人がいます。これは軽視してはいけない深刻な誤解で、混同している方々には丁寧に説明しなければなりません。住民票を移した学生に真顔で「親となにかあったのか?」と尋ねた若者が実際にいるとのこと。第三に、住民票を移すと出身地での成人式に出られなくなる、という声が聞かれます。しかし住民票を移したことを理由に「地元」の成人式に出席できなくなるケースはこれまでに確認されておらず、不安であれば事前に、念のために役所の担当課に電話で確認すれば問題ないとみられます²⁹。第四の、じつは最大かもしれない理由は「何となく」です。なかなか手強いですが、そのような学生にはまずは、住基台帳法違反という法令違反であることがもっと周知されるべきでしょう。

住民票異動は義務であるとともに、「メリット」でもあります。運転免許証関係の手続き、パスポートの申請を、帰省せずに済ませることができず。それから、あまり想定したいことはありませんが、もし下宿地で罹災して基礎自治体の見舞金が出る場合、それは当然ながら住民票がそこにある学生にしか給付されません。

現住所に住民票を移していない下宿生はすぐに住民票を移し、つまり転入届を今住んでいるまちの市役所に提出して、次回国政選挙こそ、自分が日頃生活している投票区の国会議員を選びましょう。不在者投票のような「時間との闘い」ははるかに少なく、投票日まで投票可能時間は広がります。また、先述のように不在者投票には経済的・人的コストがかかりますので、住民票の異動はそれを低減させる、最終的には国民の負担を軽減することでもあります。次の国会議員選挙は衆院選です。

「二〇一八年二月までのいつか」ですが、衆議院の場合は解散総選挙がいつあるかわかりませんから、できるだけ早く行動することが大切です。

提言二…公選法改正 引越した新入生のために「三ヶ月住所要件」の短縮を

三年に一度行われる参院選は、衆議院とは異なり定期的に六月～七月に行われます。そして先述の「三ヶ月住所要件」のため、年度替わりに引越した人は、三月中旬までに新住所での転入届提出が完了していなければ、新住所の投票区で投票できません。「投票日まで」ではなく「公示日前日まで」に三ヶ月、というところがポイントです。さらに参院選の場合、公示から投票までが比較的長く（一七日間）、今回のように投票日が七月一〇日であっても、「三ヶ月住所要件」の基準となる公示日前日は遅くとも六月二日、今回、実際は六月二日でした。その三ヶ月前は三月二一日で、この日は月曜祝日でしたので、実際は三月一八日までの異動手続きが必要だったのです。

この問題は、二〇歳以上が投票する限り、主に転動する社会人とその家族に起こっていたわけで、それだけでも大量の投票所入場券が、旧住所や、以前の投票所に行くことが困難になった新住所で、使われないままになっていたとみられますが、今回から大学進学を機に引越した一八歳にも同じ問題が生じることになります。

この問題を軽減するため、「進学を理由とする移転による場合に限り」選挙人名簿に登録されるまでの期間が通常の三ヶ月から二ヶ月に短縮されれば、四月中旬までに住居移転した新入生が参院選に下宿地の投票区で投票できる可能性が高まります。それでも新一年生のために不在者投票制度は残されるべきですが、学生にとって煩雑であることや、前述の不在者投票のコストを考えれば、この制度への誘導は最小限にとどめ、公選法第二一条（選挙人名簿の被登録資格等）へ「三ヶ月住所要件」の例外規定を加えることが、大いに検討に値するでしょう²⁴。三年に一度行われる参院選だけでなく、新年度の七月末までの他の選挙も、新一年生にとって今より身近なものとなるはず です。

提言三… 現行制度のなかで可能なこと

最後に、現状の法制度のもとで行政側に要望したい点です。まず、住民票を移していない下宿生の不在者投票について選管ごとに見解が異なるとしても、各選管には可能な限り広く認めて頂きたいと考えます。先に紹介した栃波市のように「住民票を移すよう促したうえで、不在者投票を受け付ける」という対応をご検討頂けるようお願いします。「住居実態がない有権者は投票できない」という立場である選管については、ぜひその旨の周知を、とりわけ選挙人名簿からの削除を行っている選管におかれましては、選挙が始まってから有権者が混乱することがないように、該当する有権者に対する再度の十分な周知を、強く要望する次第です。

「100% Govote めざせ100%」 公開印刷物と関連活動のまとめ

二〇一六年

二月 四日 チラシ一・〇（テキストのみ・単色）公開

当時の在学生のうち、住民票を移していない下宿生に三月二二日までに住民票を移すよう呼びかけ
後援… 国立市選挙管理委員会

二月 一五日 チラシ一・一（カラー）公開

ついでにんこ氏によるデザインが初登場

二月 二六日 チラシ一・二公開

沖縄慰霊の日（六月二三日）と重ならないよう参院選公示日を六月二二日に前倒しする可能性が報道されたことを受けて、
住民票異動の三月一八日までの完了を呼びかけ

三月二〇日 専用フェイスブックページ開設

<https://www.facebook.com/100percentGoVote/>

それまで「橋大学小岩信治研究室」ページで行っていた周知活動を移管

三月二十九日 チラシ二・〇公開

新一年生を新たな対象に加えて、もはや住民票の移動が「間に合わない」ことを前提に、不在者投票について周知

後援…国立市選挙管理委員会、協力…中央大学有志教員研究室

四月中旬 このころからフェイスブックページにて毎日一件以上の関連情報を提供（各大学での取り組み、期日前投票所設置・検討に関する新聞記事紹介など）

六月 一日 一橋大学にて国立市選挙管理委員会事務局長による選管出前授業

六月一八日 一年生向けチラシ「一分でわかる『この春に引越した大学一年生の参院選投票方法』」公開

七月一〇日 第二四回参議院通常選挙

報道まとめ

二〇一六年

二月二日 『「一〇〇% GO VOTE!」学者の会賛同者の「橋大学・小岩信治准教授が、学生に呼びかけ! 参院選投票のためには実家から住民票を移すこと!」それも三月一八日まで!』『IWJ Independent Web Journal』、城石愛麻

<http://iwjco.jp/wj/open/archives/288427>

六月 二日 「国立市選管 「橋大で選挙出前授業」『読売新聞』多摩版

六月一〇日 「「下宿生こそ不在者投票を」大学が利用呼びかけ」『朝日新聞』、志村英司

<http://www.asahi.com/articles/ASj666KGRJ66UTTL05C.html>

六月二二日 「一八歳投票で重要になった不在者投票——大石編集委員の一八歳からの政（まつりごと）入門」『日本経済新聞』

電子版』大石格

<http://www.nikkei.com/article/DGXMZO03801450Z10C16A6000000/>

六月二六日 「若者の投票「自分の未来」左右 住民票移してなくてもOK」『東京新聞』、大平樹

<http://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/201606/>

CK2016062602000116.html

七月 八日 「実家に住民票でも投票へGo——学生向けに図解、フェイスブックで拡散」『北海道新聞』、米田真梨子

七月二三日 「100% GO VOTE」、応じた若者三人は『朝日新聞』、井上恵一朗

<http://digital.asahi.com/articles/ASJ7P3RVLJ7PUTILO14.html?rm=245>

註

- (1) 正確には、参院選公示(二〇一六年六月二日)以降に告示され、参院選(七月一日)以前に投票日を迎えた地方選挙があり、それが一八・一九歳有権者の初の投票機会となりました。
- (2) 本稿では、大学生生活のために保護者のもとを離れて一人暮らしする学生を、便宜的に一括して「下宿生」と呼びます。学寮に入居している学生も含めて考えます。
- (3) 一橋大の場合、首都圏の高校の出身者は一九八六年に四四・七%だったのに対し、二〇一六年春には六九・四%に達したとされます。「都内有名大、増える首都圏高卒 三〇年間で
- (4) 「国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず選挙人名簿に登録されないために国政選挙の投票をすることができない者が、投票をすることができるようにするために、選挙人名簿の登録制度を改める等の措置を講じようとするもの」
<http://www.sangin.go.jp/japanese/johol/kousei/gran/190/pdf/5519020.pdf>
- (5) 二月に公布された改正公選法については、二〇一六年二月二

○日に行われた衆議院の「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会」で議論されています。「新一年生にとっての最初の試験期間」についての言及こそありませんが、制度の諸問題が、質問する委員によってこの時点でかなり明らかにされていくことがわかります。

http://www.shugin.go.jp/internet/itdb_kaiirokunsf/html/kaiiroku/007119020160120002.htm

- (6) 中央大学はその後、学生による投票啓発運動 Votē at Chuoi とも連動しながら、大学として選挙制度の周知活動を展開しました。

<http://www.chuo-u.ac.jp/aboutus/news/2016/06/4474/>

- (7) 本稿脱稿後二〇一六年二月二八日付の総務省令により、マイナンバーを使って不在者投票をオンラインで請求できるようになりました。

- (8) 選挙人に不在者投票用紙等一式を送る郵送料として一通あたり五三二円（速達プラス配達記録、選挙公報を同封すれば六四五円、記入された投票用紙の郵送料が一通三七二円（速達扱い）。国政選挙の場合国から経費が公布されますが、それぞれについて三六二円（国立市選挙管理委員会の取り扱い例）。

- (9) 「下宿生こそ不在者投票を」大学が利用呼びかけ『朝日新聞』二〇一六年六月一〇日。（URLは「報道まとめ」に）。
- (10) 「生活実態など」学生ら二七〇人投票不可 北海道内五町登録せず『北海道新聞』二〇一六年六月二四日。<http://ddho.kkaido-np.co.jp/news/politics/2016sanin/1-0285721.html>。その後の生徒は、総務大臣宛に要望書を送付した（『北海道新聞』七月一日。<http://ddhokkaido-np.co.jp/news/poli>

[tics/2016sanin/1-0288323.html](http://2016sanin/1-0288323.html)）。

- (11) 「参院選 住民票移さぬ下宿生 投票できたりできなかったり」『毎日新聞』二〇一六年六月二八日。
<http://mainichi.jp/senkyo/articles/20160628/k00/00e/040/245000e>

- (12) ちなみに国会議員には、東京に住んでいても「地元」の不在者投票が認められています。

- (13) <http://www.courts.go.jp/app/hanrei.jp/detail2?id=561390>

- (14) 「横浜市は市内の下宿生向けに、住民票を移すよう求める一方、移していない人は不在者投票を」と呼びかけるリーフレット二万部を市内の二七大学で配った。……市選管の橋本幹雄・選挙課長は「判例が出た六〇年前とは社会が大きく異なり、個々の生活実態までとても把握できない。少しでも棄権を減らす取り組みをするのが現実的ではないか」と説明する。静岡県選管も不在者投票が増えるの見込み、「……」「まず不在者投票をし、その後に住民票を移してほしい」と話す。「下宿生の扱い、揺れる選管 住民票が実家なら投票は？」『朝日新聞』二〇一六年六月二九日。
<http://www.asahi.com/articles/ASJ6X5JTLJ6XUTLL04J.html>

- (15) 「学生の選挙権について」今治市選挙管理委員会事務局

<http://www.city.inabari.ehime.jp/senkyo/gakusei/>

- (16) 『毎日新聞』前掲記事、二〇一六年六月二八日。

- (17) 「下宿生の一票 選管で違い」『北日本新聞』二〇一六年七月四日。

<http://webun.jp/item/7290006>

- (18) 本年二月改正公選法により、新住所地市町村に住所を移して

から四ヶ月以内であると認定できれば、旧住所地市町村の選挙人名簿に登録され、つまり不在者投票が可能です。

- (19) 「学生 実家で投票できる? 住民票移さず転居 九州自治体判断割れる」『西日本新聞』二〇一六年七月五日。

http://www.nishinippon.co.jp/np/sanin2016_kyushu/article/256519

- (20) 本件について、所管する総務省高市早苗大臣のコメントは次のとおりです。「一八歳で大学に進学したり、就職したりして、今まで住んでいた地域を離れた場合に、新しく引っ越した市区町村で選挙権がないうときには、前にお住まいだった市区町村に選挙権があるという場合、前にお住まいであった市区町村にお問い合わせていただいて、これはインターネットでも手続きの確認ができますので、新しくお住まいの市区町村で、前に住んでいた地域の候補者を選ぶことになりましたけれども、不在者投票をしていただきたい。また、それができるといことも含めて、総務省として、各地の選挙管理委員会などとも連携しながら、ぎりぎりまで広報・啓発を

続けてまいりたいと思います。」二〇一六年六月二一日大臣記者会見にて。

http://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02000603.html

- (21) 投票する意思を持った学生がどのような制度上の困難に直面し得るかについては、参院選後の次の記事が明らかにしています。「一〇〇% GO VOTE」、応じた若者3人は『朝日新聞』二〇一六年七月二三日、(URLは「報道まとめ」)。

- (22) <http://www.akarusenkyo.or.jp/~u/2010/07/18saibunseki.pdf>

- (23) そうでないケースがあれば、ぜひ当研究室に情報提供をおねがいたします。

- (24) 実際の手順としては、入学して入手した学生証を、選挙日程が確定するまでに住民票と合わせて選挙管理委員会へ提示すること、選挙人名簿の登載に間に合うと考えられます。

(こいわ しんじ)／言語社会研究科教授